

## 山形県犯罪被害遺児支援金支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪被害者遺児に対し、予算の範囲内で山形県犯罪被害遺児支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であって、その後の死亡の原因となり得るものを含む。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 親等 生計をともにしており婚姻状態にある父母（父又は母の配偶者と親子関係がない子にあっては、当該配偶者（一般にいう継父母）を含む。）、すでに婚姻を解消している場合には、生計をともにし、かつ親権又は監護権を有する父又は母、又はすでに父母がない場合は、生計をともにしている者で父母に代わるべき者（原則として祖父母などをいい、里親（親族里親を除く。）、児童福祉施設の養育者及び雇用関係施設の監護者などは除く）をいう。
- (5) 犯罪被害遺児 犯罪被害により、親等の一方又は双方を失った者（犯罪被害者の死亡の当時胎児であってその後出生した者を含む。）で、義務教育終了までの者及び高等学校（定時制課程及び通信制課程を含む。）在学中の者（高等専門学校3年修了までの者及び特別支援学校の高等部在学中の者を含む。）をいう。  
ただし、申請年度に満19歳以上の者は除くものとする。
- (6) 保護者 犯罪被害遺児の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、犯罪被害遺児を現に監護する者、又は犯罪被害遺児の親族で社会通念上、犯罪被害遺児を保護する責任がある者をいう。

### (支給対象者)

第3条 支援金の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とし、申請のあった年度につき1回限り支援金を支給する。

- (1) 支援金支給年度の4月1日時点（以下「基準日時点」という。）において、県内に住所を有する犯罪被害遺児。ただし、申請初年度に限り申請日において県内に住所を有する犯罪被害遺児
- (2) 山形県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）（以下、「犯給法」という。）に基づく犯罪被害者等給付金（遺族給付金）、又は他の都道府県等から遺族見舞金と同種の見舞金の支給裁定を受けている犯罪被害遺児

(支給額)

第4条 支援金の支給額は、犯罪被害遺児1人につき3万円とする。

(支援金を支給しないことができるとき)

第5条 知事は、次の各号に掲げるときは、支援金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪被害遺児となった後、基準日時点（申請初年度は申請日）において養子縁組をしているとき。
- (2) 犯罪被害遺児となった後、基準日時点（申請初年度は申請日）において父又は母が再婚しており、犯罪被害遺児と生計をともにしているとき。
- (3) 犯罪被害者、犯罪被害遺児又は支援金の支給を受けようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に定める暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であったとき。

(支援金の支給の申請)

第6条 支援金の支給を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、犯罪被害遺児の現在の保護者とし、山形県犯罪被害遺児支援金支給申請書（様式第1号）に、次の各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 犯罪被害遺児等の氏名、生年月日及び犯罪被害者との関係を証明する書類（戸籍の謄本又は抄本等）
- (2) 犯罪被害者の死亡診断又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- (3) 山形県犯罪被害者等見舞金支給決定通知書の写し、犯罪被害者等給付金支給決定通知書の写し（犯給法第11条第2項に基づくもののうち、犯罪被害者等給付金の種類が遺族給付金であるものに限る。）、仮給付金支給決定通知書の写し、又は他の都道府県等から遺族見舞金と同種の見舞金の支給決定を受けている通知書の写し
- (4) 犯罪被害遺児が基準日において、県内に住所を有している者又は居住している者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- (5) 申請者が犯罪被害遺児の現在の保護者である事実が確認できる書類（申請者の住民票の写し、戸籍の謄本又は抄本等）
- (6) 犯罪被害遺児の在学証明書
- (7) その他知事が必要と認める書類

(支給の申請の期限)

第7条 前条の規定による申請は、支援金支給年度の4月1日から3月末日までの間に行うものとする。

(支給の決定等)

第8条 知事は、第6条の規定による申請があった場合は審査を行い、支援金を支給する旨又は支給しない旨の決定を行わなければならない。

- 2 知事は、前項の決定を行った時は、速やかに、山形県犯罪被害遺児支援金支給決定通知書（様式第2号）又は山形県犯罪被害遺児支援金不支給決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項に規定する支援金の審査に際し、申請者等から当該申請に係る状況等

について調査をすることができる。この場合、知事は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

4 前項の規定は、支援金の支給の決定後においても適用があるものとする。

(支援金の請求)

第9条 前条に規定する通知により支援金の支給の決定を受けた者は、山形県犯罪被害遺児支援金支給請求書(様式第4号)により、知事に当該支援金の支給を請求するものとする。

(支給の決定の取消し)

第10条 知事は、支援金の支給の決定を受けた者が当該支給を受ける資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 知事は、支援金の支給の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第11条 知事は、支援金の支給の決定を取り消した場合において、既に支援金が支給されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害遺児について適用する。